

お客様各位

令和3年5月10日

日本国際商船株式会社



緊急事態宣言延長（東京、大阪、兵庫、京都、愛知、福岡）対応について

政府は7日夜、新型コロナウイルス対策のための緊急事態宣言について、対象地域を拡大すると共に期限を5月末まで延長すると発表しました。東京、大阪、兵庫、京都の4都府県で11日まで予定されていた緊急事態宣言を月末まで延長すると共に、12日からは新たに愛知、福岡も加えて計6都府県となります。

上記緊急事態宣言延長を踏まえ、弊社といたしましては社会的役割を担う国際物流の事業遂行を安全かつ円滑に行うため、また、人と人との接触を極力避け感染を防止する観点から東京支店、大阪本社、南港営業所、神戸支店の業務につきまして、下記の通り時差出退勤制を延長し対応させていただきます。

<東京支店、大阪本社、南港営業所、神戸支店：時差出退勤制延長>

延長後 AM8:00～AM10:00 の間を始業時刻とする。（通常始業時刻 AM9:00）

延長後 PM16:20～PM18:20 の間を終業時刻とする。（通常終業時刻 PM17:20）

<延長期間>

令和3年5月12日（水）から令和3年5月31日（月）まで。

今後も、感染状況や自治体・政府見解を注視しながら、柔軟に対応することといたします。ご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、皆様におかれましてはご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上